

品川区障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

制定 令和6年9月18日 区長決定

要綱 第324号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区(以下「区内」という。)に事業所を有する指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者ならびに区内の指定障害児入所施設等の設置者(以下「事業者」という。)から区長に報告される児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第33条の18に規定する情報公表対象支援情報(以下「障害福祉サービス等情報」という。)の公表制度(以下「事業」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、品川区(以下「区」という。)とする。ただし、適切な事務運営が可能であり、当該事業を実施するに相応しい中立的かつ公共性のある法人に対して委託することができる。

(情報の公表を行うサービスの種類)

第3条 情報の公表を行うサービス(以下「公表サービス」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所支援(指定児童発達支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援および指定保育所等訪問支援をいう。)
- (2) 指定障害児相談支援
- (3) 指定入所支援(指定福祉型障害児入所施設および指定医療型障害児入所施設をいう。ただし、指定発達支援医療機関が行うものを除く。)

(報告内容)

第4条 事業者が法第33条の18第1項の規定により報告する内容は、第7条第1号の規定に該当する事業者にあつては児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)別表第2および別表第3に掲げる項目に応じて、同条第2号の規定に該当する事業者にあつては省令別表第2に掲げる項目に応じて、別添1および別添2のとおりとする。

(障害福祉サービス等情報の基準日)

第5条 障害福祉サービス等情報の基準日は、当該年度の4月1日とする。

(報告の方法)

第6条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム(以下「公表システム」という。)を通じて、障害福祉サー

ビス等情報を区長へ報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告することができないやむを得ない事情等がある場合は、文書等により報告することができる。

(実施期間)

第7条 前条の規定による報告の期間は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 当該年度の4月1日以前に公表サービスを提供している事業者 当該年度の5月初日から7月末日まで
- (2) 当該年度の4月2日以降に新たに公表サービスの提供を開始しようとする事業者 当該事業者の指定を受けた日から1カ月以内

(公表の時期)

第8条 区長は、第6条の規定により報告された障害福祉サービス等情報を当該年度の9月以降に順次、公表システムにより公表する。

(変更等の報告)

第9条 事業者は、障害福祉サービス等情報のうち、法人および事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページならびにメールアドレスについて変更があったときは、公表システムにより報告するものとする。

- 2 前項に規定する情報以外の障害福祉サービス等情報については、年1回報告するものとする。

(調査)

第10条 区長は、障害福祉サービス等情報の公表を行うため必要と認める場合には、法第33条の18第3項の規定により調査を実施する。

(苦情等の対応)

第11条 公表されている障害福祉サービス等情報(以下「公表情報」という。)に関する公表サービスの利用者等(次項において「利用者等」という。)からの苦情等に対応する窓口は、福祉部障害者施策推進課に置く。

- 2 区長は、公表情報に関する利用者等からの苦情等があったときは、事業者に対する照会等を行い、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者からの訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

品川区障害福祉サービス等情報公表事項

別添 1

児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知									
別表第一	基本情報									
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項									
イ 法人等の名称、主たる事業所の所在地および電話番号その他連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地および電話番号その他連絡先 <table border="1"> <tr><td>・法人等の種類</td></tr> <tr><td>・法人等名称</td></tr> <tr><td>・法人番号</td></tr> <tr><td>・法人等の主たる事務所の所在地(〒)</td></tr> <tr><td>・電話番号</td></tr> <tr><td>・FAX番号</td></tr> <tr><td>・ホームページ(URL)</td></tr> </table>	・法人等の種類	・法人等名称	・法人番号	・法人等の主たる事務所の所在地(〒)	・電話番号	・FAX番号	・ホームページ(URL)		
・法人等の種類										
・法人等名称										
・法人番号										
・法人等の主たる事務所の所在地(〒)										
・電話番号										
・FAX番号										
・ホームページ(URL)										
ロ 法人等の代表者の氏名および職名	法人等の代表者の氏名および職名 <table border="1"> <tr><td>・氏名</td></tr> <tr><td>・職名</td></tr> </table>	・氏名	・職名							
・氏名										
・職名										
ハ 法人の設立年月日	法人の設立年月日									
ニ 法人等がサービスを提供し、または提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス <table border="1"> <tr><td>・サービスの種類</td></tr> <tr><td>・か所数</td></tr> <tr><td>・主な事業所等の名称</td></tr> <tr><td>・所在地</td></tr> </table>	・サービスの種類	・か所数	・主な事業所等の名称	・所在地					
・サービスの種類										
・か所数										
・主な事業所等の名称										
・所在地										
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項										
二 当該報告にかかるサービスを提供し、または提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、または提供しようとする事業所等に関する事項									
イ 事業所等の名称、所在地および電話番号その他連絡先	事業所等の名称、所在地および電話番号その他連絡先 <table border="1"> <tr><td>・事業所等の名称</td></tr> <tr><td>・事業所等の所在地</td></tr> <tr><td>・市区町村コード</td></tr> <tr><td>・電話番号</td></tr> <tr><td>・FAX番号</td></tr> <tr><td>・E-mail</td></tr> <tr><td>・ホームページ(URL)</td></tr> </table>	・事業所等の名称	・事業所等の所在地	・市区町村コード	・電話番号	・FAX番号	・E-mail	・ホームページ(URL)		
・事業所等の名称										
・事業所等の所在地										
・市区町村コード										
・電話番号										
・FAX番号										
・E-mail										
・ホームページ(URL)										
ロ 事業所番号	事業所等の有無 <table border="1"> <tr><td>所在地</td></tr> </table>	所在地								
所在地										
ハ 事業所等の管理者の氏名および職名	指定事業所番号 <table border="1"> <tr><td>事業所等の管理者の氏名および職名</td></tr> <tr><td>・氏名</td></tr> <tr><td>・職名</td></tr> </table>	事業所等の管理者の氏名および職名	・氏名	・職名						
事業所等の管理者の氏名および職名										
・氏名										
・職名										
ニ 当該報告にかかる事業の開始年月日もしくは開始予定年月日および指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業の開始年月日もしくは開始予定年月日および指定を受けた年月日 <table border="1"> <tr><td>・事業の開始(予定)年月日</td></tr> <tr><td>・指定の年月日</td></tr> <tr><td>・指定の更新年月日</td></tr> </table>	・事業の開始(予定)年月日	・指定の年月日	・指定の更新年月日						
・事業の開始(予定)年月日										
・指定の年月日										
・指定の更新年月日										
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段									
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) <table border="1"> <tr><td>・事業活動計算書(損益計算書)</td></tr> <tr><td>・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)</td></tr> <tr><td>・貸借対照表(バランスシート)</td></tr> </table>	・事業活動計算書(損益計算書)	・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)	・貸借対照表(バランスシート)						
・事業活動計算書(損益計算書)										
・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)										
・貸借対照表(バランスシート)										
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士および介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者サービス別の項目(別紙参照)									
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項									
イ 職種別の従業者の数	職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人あたりの利用者数等 <table border="1"> <tr><td>・実人数</td></tr> <tr><td>・職種</td></tr> <tr><td>・常勤換算人数</td></tr> <tr><td>・1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数</td></tr> <tr><td>・福祉・介護職員の常勤換算人数</td></tr> <tr><td>・利用実人員</td></tr> <tr><td>・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数</td></tr> <tr><td>・資格等を有している従業者の数</td></tr> <tr><td>・管理者の他の職務との兼務の有無</td></tr> </table>	・実人数	・職種	・常勤換算人数	・1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数	・福祉・介護職員の常勤換算人数	・利用実人員	・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数	・資格等を有している従業者の数	・管理者の他の職務との兼務の有無
・実人数										
・職種										
・常勤換算人数										
・1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数										
・福祉・介護職員の常勤換算人数										
・利用実人員										
・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数										
・資格等を有している従業者の数										
・管理者の他の職務との兼務の有無										
ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人あたりの利用者等	従業者の当該報告にかかる障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 <table border="1"> <tr><td>・前年度の採用者数</td></tr> <tr><td>・前年度の退職者数</td></tr> <tr><td>・業務に従事した経験年数別の人数</td></tr> </table>	・前年度の採用者数	・前年度の退職者数	・業務に従事した経験年数別の人数						
・前年度の採用者数										
・前年度の退職者数										
・業務に従事した経験年数別の人数										
ハ 従業者の当該報告にかかるサービスの業務に従事した経験年数等	従業者の健康診断の実施状況									
ニ 投業者の健康診断の実施状況										

児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況		従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況	
		・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の終了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数	
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目（別紙参照）	
四 サービス等の内容に関する事項		4.障害福祉サービス等の内容に関する事項	
イ 事業所等の運営に関する方針		事業所の運営に関する方針	
ロ 当該報告にかかるサービスの内容等		サービスを提供している日時	
		・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間	
		事業所等が通常時に障害福祉サービスを提供する地域	
		サービスの内容等	
		・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
		サービスを提供する事業所、設備等の状況	
		・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況	
ハ 当該報告にかかるサービスの利用者等への提供実績		障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
		・利用者の人数（区分別）	
ニ 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況		利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	
		・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況	
ホ 当該報告にかかるサービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応に関する事項		障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	
		・損害賠償保険の加入状況	
		障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等	
		・その内容	
ヘ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
		・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施（受審）状況	
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目（別紙参照）	
五 当該報告にかかるサービスを利用するにあたっての利用料等に関する事項		5.障害福祉サービスを利用するにあたっての利用料等に関する事項	
		障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用	
		・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービス提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業者等が提供する場合にかかる費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動にかかる材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況	
		・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの	
		・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるもの	
六 その他区長が必要と認める事項			

児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
別表第二		運用情報	
第一 サービスの内容に関する事項		6.事業所等運営の状況	
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明および契約等にあたり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置		(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項	
イ 利用者等の状況に応じた当該サービスにかかる計画の作成および利用者等の同意の取得の状況		障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明および契約等にあたり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置	
ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明および利用者等の同意の取得の状況		・利用者等の状態に応じた当該サービスにかかる計画の作成および利用者等の同意の取得の状況	
ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況		・サービス提供開始時における利用者等に対する説明および利用者等の同意の取得の状況	
ニ 利用者等に関する情報の把握および課題の分析の実施状況		・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況	
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置		・利用者等に関する情報の把握および課題の分析の実施の状況	
イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況		利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置	
ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況		・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保	
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置		・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	
相談、苦情等の対応のための取組の状況		相談、苦情等の対応のために講じている措置	
四 サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置		・相談、苦情等の対応のための取組の状況	
イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況		障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置	
ロ サービスにかかる計画等の見直しの実施の状況		・サービスの提供状況の把握のための取組の状況	
五 サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携		・サービスにかかる計画等の見直しの実施の状況	
イ 相談支援専門員等との連携の状況		障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	
ロ 主治の医師等との連携の状況		・相談支援専門員等との連携の状況	
ロ 主治の医師等との連携の状況		・主治の医師等との連携の状況	
第二 サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項		(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項	
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置		適切な事業運営の確保のために講じている措置	
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況		・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	
ロ 計画的な事業運営のための取組の状況		・計画的な事業運営のための取組の状況	
ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況		・事業運営の透明性の確保のための取組の状況	
ニ サービスの提供にあたって改善すべき課題に対する取組の状況		・サービスの提供にあたって改善すべき課題に対する取組の状況	
二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置		事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況		・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況	
ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況		・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	
ハ 従業者からの相談に対する対応および従業者に対する指導の実施状況		・従業者からの相談に対する対応および従業者に対する指導の実施の状況	
三 安全管理および衛生管理のために講じている措置		安全管理および衛生管理のために講じている措置	
安全管理および衛生管理のための取組の状況		・衛生管理および衛生管理のための取組の状況	
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置		情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況		・個人情報の保護の確保のための取組の状況	
ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況		・サービスの提供記録の開示の実施の状況	
五 サービス等の質の確保ために総合的に講じている措置		障害福祉サービス等の質の確保ために総合的に講じている措置	
イ 従業者等の結果的な教育、研修等の実施の状況		・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	
ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況		・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況	
ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用および見直しの実施の状況		・サービスの提供のためのマニュアル等の活用および見直しの実施の状況	
第三 区長が必要と認めた事項			

児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
別表第一		基本情報	
二	当該報告にかかるサービスを提供し、または提供しようとする事業所等に関する事項	2.障害福祉サービス等を提供し、または提供しようとする事業所等に関する事項	
	ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目	【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無
三	事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3.事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
	ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目	【福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 夜勤の職員数 宿直の職員数
四	サービスの内容に関する事項	4.障害福祉サービス等の内容に関する事項	
	チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目	【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無 【児童発達支援】 児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無 保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数 併行通園先との連携の有無 【放課後等デイサービス】 放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表 学校との連携の有無 【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無